

# 【公認カウンセリングドクター】

## 能力要件

ヘルスカウンセリング学会公認ヘルスカウンセラー資格（初級、中級、上級、特級）を持ち、SAT コーチング・カウンセリング・セラピー技術を応用した保健医療福祉をおこなうことに熱意のある医師・歯科医師で、ヘルスカウンセリング学会資格審査機構で認定され、かつ学会員として登録されているもの。

## 公認カウンセリングドクター資格の取得条件

- 1) ヘルスカウンセリング学会会員で医師・歯科医師であること（医師・歯科医師免許のコピーを提出）
- 2) 初級公認ヘルスカウンセラー、中級公認ヘルスカウンセラー、上級公認ヘルスカウンセラー、特級公認ヘルスカウンセラーのいずれかの専門資格を有すること（資格証のコピーを提出のこと）  
それに応じて、初級公認カウンセリングドクター、中級公認カウンセリングドクター、上級公認カウンセリングドクター、特級公認カウンセリングドクターと称することができる  
上記の 1)～2) を証明するものを資格申請書と一緒に学会事務局に提出する
- 3) 申請手続き終了後、資格公認登録料 5,000 円（税込）の振り込みをすること

### 【振込先】

みずほ銀行口座へお振込みの場合

- ・みずほ銀行、本八幡（トヨタ）支店、普通、1366762、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合

- ・ゆうちょ銀行、記号 001003 番号 601936、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

《お願い》 \* ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合、入金確認に 5 日程かかります。お急ぎの場合は、振込を証明する資料のコピーを同封するか、又は、みずほ銀行口座にお振込みください。\* 個人名でのお振込みをお願いします。

## 資格の更新

- 1) 有資格者として常にレベルアップを考え、特に最新の知識を得るために、初級公認ヘルスカウンセラー、中級公認ヘルスカウンセラー、上級公認ヘルスカウンセラー、特級公認ヘルスカウンセラーとしての資格更新がなされていること、それらの資格が更新されていると公認カウンセリングドクター資格は自動的に更新される。
- 2) 更新された公認カウンセリングドクターの資格証が必要な場合は手続き料として 2,000 円（税込）が必要になります。

（2017年1月1日改訂）

ヘルスカウンセリング学会資格審査機構